

【入札説明書等新旧対照表】入札説明書等(平成30年7月13日修正版)からの修正点(表中の下線部は修正部分) ※様式集(XLSX形式)のみ平成30年6月6日公表分からの修正点

No	資料名	頁	箇所				修正前(平成30年7月13日修正版)	修正後(平成30年9月14日修正版)
1	入札説明書	資料2-3	資料2	2	(2)	イ	サービス購入料Bの支払方法 (略)市は、平成34年度第2四半期よりサービス購入料Bを支払う。事業者は、維持管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)及び4月1日以降(第4四半期相当分)に、 <u>市による維持管理業務に関する四半期分の月間業務報告書の確認を得た後、市に請求書をサービス購入料C、Dの請求書とともに提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料C、Dとあわせてサービス購入料Bを支払う。</u> (略)	(略)事業者は、維持管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)及び4月1日以降(第4四半期相当分)に、 <u>市に請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料Bを支払う。</u> <u>なお、この契約に基づくサービス購入料Bの支払について、名古屋市会計規則(昭和39年名古屋市規則第5号)第64条に規定する定期支払申込書を提出した場合は、事業者は請求書の提出を要しない。</u> (略)
2	入札説明書	資料2-5	資料2	2	(3)	イ	サービス購入料Cの支払方法 (略)事業者は、維持管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)及び4月1日以降(第4四半期相当分)に、 <u>市による維持管理業務に関する四半期分の月間業務報告書の確認を得た後、市に請求書をサービス購入料B、Dの請求書とともに提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料B、Dとあわせてサービス購入料Cを支払う。</u> (略)	(略)事業者は、維持管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)及び4月1日以降(第4四半期相当分)に、 <u>市に請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料Cを支払う。</u> <u>なお、この契約に基づくサービス購入Cの支払について、名古屋市会計規則(昭和39年名古屋市規則第5号)第64条に規定する定期支払申込書を提出した場合は、事業者は請求書の提出を要しない。</u> (略)
3	入札説明書	資料2-10	資料2	5	(1)		対象となるサービス購入料 (略)サービス購入料D(新施設の維持管理業務に係る部分)については、工期短縮期間が3か月未満となる場合は上記3に定めたとおりとし、工期短縮期間が3か月以上となる場合は支払回数を3か月につき1回加算するものとする。 サービス購入料Cの支払いは、工期短縮の提案に関わらず、上記3に定めたとおりとする。	(略)サービス購入料D(新施設の維持管理業務に係る部分)については、工期短縮期間が3か月未満となる場合は上記2に定めたとおりとし、工期短縮期間が3か月以上となる場合は支払回数を3か月につき1回加算するものとする。 サービス購入料Cの支払いは、工期短縮の提案に関わらず、上記2に定めたとおりとする。
4	入札説明書	資料2-11	資料2	5	(3)		工期短縮時におけるサービス購入料Bの支払方法 (略)初回以降、事業者は、維持管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)及び4月1日以降(第4四半期相当分)に、 <u>市による維持管理業務に関する四半期分の月間業務報告書の確認を得た後、市に請求書をサービス購入料C、Dの請求書とともに提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料C、Dとあわせてサービス購入料Bを支払う。</u>	(略)初回以降、事業者は、維持管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)及び4月1日以降(第4四半期相当分)に、 <u>市に請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料Bを支払う。</u> <u>なお、この契約に基づくサービス購入料Bの支払について、名古屋市会計規則(昭和39年名古屋市規則第5号)第64条に規定する定期支払申込書を提出した場合は、事業者は請求書の提出を要しない。</u>
5	要求水準書	34	第3	2	(4)	シ	構内電話交換設備 ・展示室や会議室、諸室の内線電話やイベント用臨時電話を管理する構内電話交換設備・構内携帯電話システム(PHS)を設置すること。 ・第2展示館、第3展示館等の既存施設の構内電話交換設備・構内携帯電話システムに接続すること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。 (略)	・展示室や会議室、諸室の内線電話やイベント用臨時電話を管理する構内電話交換設備・構内携帯電話システムを設置すること。 ・ <u>新第1展示館の構内電話交換設備は、第2展示館、第3展示館等の既存施設の構内電話交換設備に接続できるようにすること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。</u> (略)
6	様式集	様式7-4-1					○サービス購入料の設定に係る考え方 (略)・サービス購入料の <u>設定に当たり配慮した点</u> についても説明すること。	(略)・サービス購入料の <u>全てについて、その設定に当たり配慮した点があれば説明すること。</u>
7	様式集	様式7-4-2					○資金構成(資金調達内訳) (表略)外部借入	(表略)外部借入(優先ローン)

※「頁」は修正前のページ数を掲載

※文章番号の単純な繰り上げ・繰り下げについては割愛

【入札説明書等新旧対照表】入札説明書等(平成30年7月13日修正版)からの修正点(表中の下線部は修正部分) ※様式集(XLSX形式)のみ平成30年6月6日公表分からの修正点

No	資料名	頁	箇所				修正前(平成30年7月13日修正版)	修正後(平成30年9月14日修正版)
8	様式集	様式 7-4-2					○資金構成(資金調達内訳) (未記載)	(略) 4. 内訳のうち、外部借入には優先ローンの金額を記載し、その他調達にはカッコン内に建中ローン、消費税ローン、劣後ローン等の内容を記載するとともに、該当する金額を記載してください。なお、その他調達は、それぞれの調達毎に欄を設け、内訳がわかるように記載してください。
9	様式集	様式 7-5-6					サービス購入料の支払予定表 (表略)『総合計(消費税及び地方消費税込み)』	(表略)『総合計(消費税及び地方消費税込み)』の行は削除、『合計(消費税及び地方消費税込み)』、『合計(消費税及び地方消費税込み。現在価値換算額)』、『現在価値換算率(平成30年度基準)』の行を追加。
10	様式集	様式 7-5-6					サービス購入料の支払予定表 (未記載)	5 現在価値換算率を乗じて各年度の「合計(消費税及び地方消費税込み。現在価値換算額)」を算定してください。当該総合計額は様式5-2と6-2の金額と整合させてください。
11	事業契約書(案)	25	5章	第69条			業務報告書の提出 第69条 事業者は、維持管理業務に関し、業務の履行状況等について、要求水準書に従い、日報、月間業務報告書及び年度業務報告書を作成して、市に提出しなければならない。	事業者は、維持管理業務に関し、業務の履行状況等について、要求水準書に従い、日報、月間業務報告書及び年度業務報告書を作成し、月間業務報告書及び年度業務報告書を市に提出しなければならない。
12	事業契約書(案)	47	別紙6	2	(2)	イ	サービス購入料Bの支払方法 (略)事業者は、維持管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)及び4月1日以降(第4四半期相当分)に、市による維持管理業務に関する四半期分の月間業務報告書の確認を得た後、市に請求書をサービス購入料C、Dの請求書とともに提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料C、Dとあわせてサービス購入料Bを支払う。 (略)	(略)事業者は、維持管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)及び4月1日以降(第4四半期相当分)に、市に請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料Bを支払う。 なお、この契約に基づくサービス購入料Bの支払について、名古屋市会計規則(昭和39年名古屋市規則第5号)第64条に規定する定期支払申込書を提出した場合は、事業者は請求書の提出を要しない。 (略)
13	事業契約書(案)	49	別紙6	2	(3)	ウ	サービス購入料Cの支払方法 (略)事業者は、維持管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)及び4月1日以降(第4四半期相当分)に、市による維持管理業務に関する四半期分の月間業務報告書の確認を得た後、市に請求書をサービス購入料B、Dの請求書とともに提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料B、Dとあわせてサービス購入料Cを支払う。 (略)	(略)事業者は、維持管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)及び4月1日以降(第4四半期相当分)に、市に請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料Cを支払う。 なお、この契約に基づくサービス購入料Cの支払について、名古屋市会計規則(昭和39年名古屋市規則第5号)第64条に規定する定期支払申込書を提出した場合は、事業者は請求書の提出を要しない。 (略)

※「頁」は修正前のページ数を掲載

※文章番号の単純な繰り上げ・繰り下げについては割愛